

令和6年度 デジタル里山アドベンチャー事業委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度 デジタル里山アドベンチャー事業業務委託

2 業務の目的

茨城県県北地域（※1）のうち山間部（※2）を中心に、位置情報を活用して、アニメーションや漫画、ゲームなどのコンテンツ（以下、「アニメ等コンテンツ」という）と連携した周遊の仕組みを構築することで、ファミリー層・若年層の誘客を促進する。

（※1）県北地域：日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市及び大子町

（※2）山間部：常陸太田市、常陸大宮市及び大子町

3 業務の内容

（1）周遊イベントの実施

ア アニメ等コンテンツとの連携

- 山間部の地域資源や景観を活かして、アニメ等コンテンツと連携をし、主にファミリー層及び若年層（10～30代前半）をターゲットとした、県北地域に訪したくなるような魅力ある周遊イベントを実施すること。

イ アニメ等コンテンツの選定

- 山間部の地域資源や景観と親和性の高いストーリーや世界観が作品中に登場するアニメ等コンテンツを1作品選定すること。
- 選定に当たっては、主なターゲットであるファミリー層及び若年層からの認知度が高い、または事業実施時期に向けて認知度が高くなると予想される作品であることが望ましいこと。
- 上記に加え、インバウンド層への認知度も高く、または事業実施時期に向けて認知度が高くなると予想される作品であることが望ましいこと。
- 選定したアニメ等コンテンツについては、受託者が権利者と使用許諾等の契約を交わすこと。
- ライセンス使用料については、委託料の範囲に含めること。

※アニメ等コンテンツとは、アニメーションや漫画、ゲーム、キャラクター等のコンテンツを指す。

イ 位置情報の活用

- アの実施に当たっては、位置情報データを活用したスマートフォン向けのアプリケーション等を用いて、来訪者が地域を周遊する仕組みを構築すること。
- 位置情報データを活用したデジタルスタンプやポイント、アプリケーション内アイテムの獲得、限定音声の視聴、謎解きゲームなど、周遊の動機付けとなるような要素を取り入れること。
- 周遊イベントに用いるアプリケーション等については、委託決定後に県との協議

を踏まえた上で最終決定すること。

ウ 周遊スポットの設定

- ・ 周遊スポットは、県北地域のうち、山間部を中心に設定すること。
- ・ 訪れた人がアニメ等コンテンツの世界観を通して、地域の魅力を知ることが出来るような周遊スポットを選定すること。
- ・ 周遊スポットの数は5か所以上かつ、常陸太田市、常陸大宮市及び大子町に各1か所以上設置すること。
- ・ 各周遊スポットへの周遊性を高めるために、アニメ等コンテンツの世界観を活かしたストーリーの設定や、アプリケーションのゲーム機能を用いるなど、周遊の仕掛けづくりを行うこと。
- ・ 周遊スポットの選定にあたっては、自動車利用者や公共交通機関利用者など、交通手段ごとのアクセスに配慮した施設選定を行うこと。
- ・ 周遊スポットと設定数については、委託決定後に県や市町、地域事業者との協議を踏まえた上で最終決定すること。

エ 実施時期

- ・ 周遊イベントの実施時期は、秋から冬にかけての1か月以上を基本とすること。
- ・ 主に山間部で実施される集客・観光イベント、茨城アフターディステーションキャンペーンとの連携やタイアップを図るなど、相乗効果を生み出せる実施スケジュールを検討すること。
- ・ 周遊イベント実施時期については、委託決定後に県や市町、地域事業者との協議を踏まえた上で最終決定すること。

※参考 茨城アフターディステーションキャンペーン開催時期…令和6年10月～12月

オ 周遊イベントのプロモーション

- ・ イベントの実施にあたっては、SNSの活用やアニメ等コンテンツの権利者との連携を図るなど、ターゲット層への周知を図る上で効果的な方法により、イベント参加者の確保に努めること。
- ・ 制作した周遊イベントの告知等のプロモーションは委託者が保有するオウンドメディア（ウェブ、SNS等）のほか、プロモーションに効果的と思われるメディアを通じても発信を行うこと。

カ 周遊イベントの事業効果検証

- ・ スマートフォン向けのアプリケーション等の機能を活用することなどにより、イベント参加人数の定期的な把握に努めること。
- ・ 本事業の実施による誘客効果や関連消費等についてKPIを設定し、事業の効果測定及び検証を行うこと。なお、KPIの設定については、委託決定後に県との協議を踏まえた上で最終決定すること。

キ その他

- ・ 周遊イベントの参加者から一定の費用を徴収することは妨げない。ただし、その

徴収金額は、委託決定後に県との協議を踏まえた上で最終決定すること。

- ・ ターゲット層の交通事情を踏まえ、JR 水郡線をはじめ地域交通との関係を検討すること。

(2) 周遊イベントの効果を高める企画の実施

- ・ (1) の実施に際し、周遊と誘客の効果を高める企画を実施すること。
(例) 地域内の複数箇所でキャラクターパネルを用いたフォトスポットの設置、観光施設内でのオリジナルスタンプ押印、地域事業者と連携した飲食物やお土産の販売 等
- ・ アニメ等コンテンツを用いた飲食物やお土産の販売等、地域事業者の直接収入に繋がる企画を実施する場合、当該企画のアニメ等コンテンツ使用に係る個別ライセンス使用料は受託者が地域事業者より徴収して、権利者に納めることを基本とすること。ただし、委託料に含まれるライセンス使用料の権利範囲内で実施できる企画については、その限りでない。
- ・ 周遊イベントの効果を高める企画の実施にあたっては、委託決定後に県や市町、地域事業者との協議を踏まえた上で最終決定すること。

(3) 安全管理

- (1) (2) のイベントを実施するに当たっては、受託者は参加者及び関係者の安全確保に努めること。

4 受託者独自企画の実施について

3の業務に付随して、受託者が自社の経費でアニメ等コンテンツを用いた独自の企画を実施することは妨げない。ただし、その実施にあたっては事前に委託者と内容を調整した上で、実施すること。

なお、受託者が独自で実施する企画について、委託者は一切の責任を負わない。

(例) 近隣施設での有料謎解きイベントの開催、宿泊ツアーの造成 等

5 秘密保持

本委託業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、「茨城県個人情報保護条例」を準用するとともに、個人情報保護に関する法令を遵守すること。

6 著作権の取扱い

- (1) 本業務実施によるアニメ等コンテンツの文章、画像、音声その他一切の著作権元が所有する著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。）の利用については、周遊イベント期間中（周遊イベントの事前周知期間を含む。）に限り委託者がその利用をできるものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ著作権元の承諾を得た上で委託者と協議

し決定しなければならない。

- (2) (1)に記載する事項を除く、本業務実施による文章、画像、音声その他一切の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。）については、委託者が保有するものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- (3) 本業務の成果物は、映像・画像・音楽等の著作権・肖像権上の問題が発生しないよう、著作権等の許諾が必要な場合の手続きを済ませた上で納品すること。
- (4) 受託者は、成果物にかかる著作者人格権を有する場合においても、これを行使しないものとする。

7 業務実施上の留意点

- (1) 受託者は、すべての工程にわたり、適宜、委託者、県北地域山間部3市町（常陸太田市、常陸大宮市及び大子町）を中心とする県北地域自治体、関係事業者等と連携を図り、情報共有しながら業務の運営にあたること。
- (2) 受託者は、履行期限内に円滑に業務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。また、計画的な業務推進のため、契約後速やかに工程表（様式任意）を作成し、委託者の確認を受けること。
- (3) 受託者は、(2)で作成した工程表と、実際の業務の進捗に齟齬が生じる場合は、委託者へ都度の報告・連絡・相談を行うこととし、十分に確認を行った上で調整を図ること。
- (4) 受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、委託者に有用な提案を積極的に行うこと。

8 成果品等

受託者は業務完了後、委託業務完了報告書とともに、以下を委託者へ提出すること。

- (1) 提出物
 - ① 事業実施報告書 2部（A4）
 - ② 上記①の電子媒体
 - ③ その他、取組実施に当たり作成した資料等の電子媒体
紙媒体の成果物がある場合は、紙媒体 2部
- (2) 提出期限
令和7年3月31日
- (3) 提出先
茨城県政策企画部県北振興局

9 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、委託者と綿密な連絡をとり、その指示に従うこと。
- (2) 当委託業務の契約に関する費用（印紙代を含む。）は、受託者の負担とすること。

(3) この仕様書に定めのない事項または業務に疑義が生じた場合については、委託者と協議して定めるものとする。